

# 資本主義と環境破壊

一 井 昭

## I はじめに

わが国において、いわゆる公害問題が社会的・政治的問題としてクローズ・アップされてきたのは、1950年代以降のことである、といわれている<sup>1)</sup>。そのことから「公害」が、「高度経済成長政策」のひずみの現象的形態であるとか、「経済活動との調和」を行政法的に定める規制によって「公害」現象を緩和することが可能であるとか、といった主張が一部に現出してきたのである。しかしながら、「公害対策基本法」の制定によって「公害」は緩和されるどころか逆に激発することによって、ひずみ論・調和論は事実によって完全に破産した。現代の「公害」の加害者が基本的には独占資本であることを隠蔽する役割を演じている「公害」概念（プライベート・ニューサンスに対立する概念としてのパブリック・ニューサンス<sup>2)</sup>）は、もはや事実によって真実を語りえない代物にくちはてている。また、企業内組合の特質を濃厚にもつわが国の労働組合は、これまで「公害」の階級の本質を十分に把握した闘いを展開しえなかったが、徐々にその弱点を克服しつつ、勤労市民・農漁民を中心とするいわゆる住民運動と連携して独占資本を孤立させる組織労働者の闘いへと質的に転化をもたせる核が芽ばえてきている<sup>3)</sup>。

このようなとき、科学が現実の諸問題を直接・間接に解明することをその固有の意義・使命としてもつものだとすれば、われわれは自らの専門分野に立脚しながらも事柄の性格上細分化された科学の一面的性格を総合化することに努めねばならないだろう。そのような大きく深い問題の一つが、「公害」問題である。

鹿児島島の研究者も、「公害問題シンポジウム」を今年の夏に開催して、各分野からの報

---

1) たとえば、都留重人編『現代資本主義と公害』（岩波書店、1968年）17ページ、宮本憲一「現代資本主義と公害」（『都市問題講座6』公害・災害、有斐閣、1965年所収）16ページ、同「現代資本主義と公害」（『ジュリスト』、1970年8月10日臨時増刊号所収）35ページ、神岡浪子「公害問題の変遷」（前掲『講座6』所収）52ページ、同「日本資本主義の発展と公害問題」（前掲『ジュリスト』所収）12ページなどを参照されたい。

2) さしあたり、宮本憲一「現代資本主義と公害」（『都市問題講座6』所収）10-11ページを参照されたい。

3) 総評・同盟・中立労連・新産別の労働4団体がようやく「公害追放」のために初めての共同闘争を組む方針を決定した（10月6日）ことが、その一つの現われである。それに先だつて開かれた総評拡大評議員会では11月を「公害絶滅月間」としメーデー規模の大集会を含む行動日をもつことを決めており、「公害闘争の基本的性格」について大木事務局長は「公害闘争をふくむ総評の『いのちとくらしを守る戦い』は、資本主義の根幹にふれる」政治的階級的闘争であり、「単なる経済の高度成長にともなつて起つているヒズミ是正のたたかいではない」と強調したといわれる。けだし正しい認識というべきであろう。

告をもとにして、このような総合的究明の努力を始めつつある<sup>4)</sup>。私は、一部で語られているかの如き、経済学の端緒範疇として「公害」問題が近代的諸社会の富の厚基形態たる「商品」にとって代わることは断じてありえないと考えるのだが、現代資本主義の特質を明らかにするためには「公害」はその不可欠の要因たりうると考えている<sup>5)</sup>。しかし、その場合には国家独占資本主義にまでいたる資本主義の発展を「量から質への転化」の問題として把握するかかわりあいにおいて「公害」の問題もまた経済理論体系に編成されることになろうが、その前提として資本主義共通の法則的認識を正確にとらえ、確認しておくことが、なによりも肝要なことである、と私は思う。

この小稿は、そのような問題意識にもとづくきわめて不十分な「公害」問題についての一つの準備的覚書にとどまらざるをえない。

## Ⅱ 価値増殖過程としての資本主義的生産過程

いかなる経済社会構成体といえども、その構成員（人類）のための生活手段を生産し、再生産しなければならない<sup>6)</sup>。つまり、生産物は人間の何らかの欲望をみたすという意味での使用価値をもっていなければならない。使用価値をもつ生産物は、人間の生産ないし労働する能力の所産である。人間の労働は客体としての自然に主体的・能動的に不断に働

4) 公害シンポジウムの内容は近く『鹿児島の科学者』 16.3 (日本科学者会議鹿児島支部発行) に収められる予定。

5) たとえば、山田千昌氏は「科学は両刃の剣か」と題した論文においてつぎのようにのべられている。「蛇足ながら全くの素人として平素疑問に思っている経済学の問題を提起したい。マルクスが商品という資本主義社会での『現象であり本質である存在』を分析して資本主義の運動法則を明らかにしたように、現代資本主義のすくいようなない物価高の現象は、世界資本主義の連帯性と国家権力の介入、全国民を根こそぎ収奪するインフレ政策が、かつてのインフレ政策でなく、現代資本主義にビルドインされた本質そのものではないのか。反高物価政策というのは現代資本主義の枠内では不可能なのではないのか。そこでこの物価高という『現象であり、本質である存在』の認識と分析を通じて現代資本主義の諸特徴を明らかにして、法則性を導き出す作業はできないものであろうか。いわゆる公害の現象も現代資本主義の本質の一存在様式ではないのだろうか。」(『日本の科学者』, 日本科学者会議, 1970年4月号所収, 43—44ページ。)

6) この点に関連して、マルクスがクーゲルマンにあてた手紙のつぎの内容は示唆的であろう。

「どの国民も、一年とはいわず二、三週間でも労働をやめれば死んでしまうであろうということは、どんな子供でも知っています。また種々の欲望量に対応する生産物量が社会的総労働の種々の量的に規定された量を必要とするということも、知っています。この一定の割合での社会的労働の分割の必要は、けっして社会的生産の特定の形態によってなくされうるものではなく、ただその現象様式を変えうるだけだということは、自明です。自然法則は一般に廃棄されうるものではない。歴史的に種々に異なる諸状態のもとで変化しうるものは、かの諸法則が貫かれる形態だけです。そして、社会的労働の関連が個人的労働生産物の私的交換として実現される社会状態において、このような一定の割合での労働の分割が貫徹される形態、それがまさにこのような生産物の交換価値なのです。

どのようにして価値法則が貫かれるかを展開すること、これこそが科学です。だから、外観上法則に矛盾するあらゆる現象をはじめから『説明』しようとするれば、科学以前に科学を与えなければならないことになるでしょう。」(マルクス『資本論にかんする手紙』上, 邦訳大月書店版, 215ページ。)

きかけることによって、労働生産力を高めてきた。すなわち労働の社会的生産力の発展がそれである。しかしながら、生産手段の所有が一部の経済的・政治的支配層の手に掌握されることによって、生産者は自らのために労働生産物を生産し配分するということから疎外されることになった。これはあらゆる階級社会に共通である。さらに資本主義的生産様式のもとでは、生産物の性格をして特殊歴史的特質をもって制約づけている。つまり、生産物を使用価値として生産するまえに、価値の生産・実現という商品としての性格を刻印するのである。

この価値法則の貫徹を通して、自己増殖する価値としての資本は剰余価値を資本に追加的に転化することによって資本の蓄積(拡大再生産)をなすのである。したがって、価値通りでの価格で商品を販売するという自由競争段階の資本主義においても、個々の資本家にたいして個別的価値を社会的価値以下にさげて、その差額を特別利潤として獲得しようとする競争の強制法則が働いており、個々の資本家は言葉の文字通りの意味における最大限利潤を追求していたといつてよい。つまり、商品の価値は、 $c+v+m$ から成る。したがって、個別資本は単位あたり商品価値を引き下げるために、不変資本の価値を低廉化し、可変資本(賃金)を労働力の価値以下に切り下げ、そのことによって  $\frac{m}{v} = \frac{\text{不払労働}}{\text{支払労働}}$  を高めるありとあらゆる手段を行使してきたのである。とくに、資本はその生産方法の改革に懸命であった。歴史過程にみられる、手工業にもとづく協業→手工業的労働の分業にもとづくマニュファクチュア→工場制機械工業へと展開していった技術過程の発展は資本の要請にとって必然的推移であり、機械体系の導入によって労働者は機械体系の単なる付属物・従属物となり、労働過程における主人から完全に「賃金奴隷」としての地位に転落してしまうのである。個別資本は競争の強制法則によって、個別資本の生産力を飛躍的に高めたがそれと同時にその結果として社会的総資本の利潤率を低下させる長期的傾向法則のとりことならざるをえなくした。この利潤率低下に対応するための資本側での変化こそ、株式会社形態を生みだし、カルテル・トラスト・コンツェルンを生み出したのであり国家の経済への介入・干渉を強めさせたのである。

われわれが「公害」問題に接近するためには、これまでみた経済学の初歩的知識で明らかかなように、自然界(人間と自然そのものから成る)の物質代謝過程における高い生産力が単に「公害」現象を偶然的に生むのではなく、資本主義という特殊的な経済社会構成体のもつ生産関係こそが生態系を人為的に破壊し、「公害」現象を必然的に生み出す根本原因なのであり、「公害」現象を社会的・政治的問題として噴出せざるをえないのだということを理解しておかねばならない。

マルクスはいつている。

「資本主義的生産は、それによって大中心地に集積される都市人口がますます優勢にな

るにつれて、一方では社会の歴史的動力を集積するが、他方では人間と土地とのあいだの物質代謝を攪乱する。すなわち、人間が食料や衣料の形で消費する土壌成分が土地に帰ることを、つまり土地の豊穡性の持続の永久的自然条件を、攪乱する。」<sup>7)</sup>

資本主義の発展それ自体が、土地と労働者とを含む富の源泉の破壊、つまり現代の「公害」の根源であることの示唆をすでにつきのようにまとめている。

「それゆえ、資本主義的生産は、ただ、同時にいっさいの富の源泉を、土地をも労働者をも破壊することによってのみ、社会的生産過程の技術と統合とを進展させるのである。」<sup>8)</sup>

マルクスはまた、工業部面における機械制大工業のもたらしたマニュファクチュア・手工業・家内労働の変革についても考察を怠っていない<sup>9)</sup>。

マニュファクチュアと家内労働とへの工場制度の反作用と題する項目において、大工業時代はマニュファクチュア時代とは反対にイギリス人が“cheap labour”と呼んでいる労働の充用をできるかぎり基礎とし、家内工業を今や工場・マニュファクチュア・問屋の外業部に変えてしまうのであるが、同じ資本は「目に見えない糸」で「資本によって場所的に大量に集中され直接に指揮される工場労働者やマニュファクチュア労働者や手工業者のほかに」・「大都市のなかや郊外に散在する家内労働者の別軍」<sup>10)</sup>を支配するとのべている。

C近代のマニュファクチュアにおいて、マルクスは近代のマニュファクチュア（本来の工場以外のすべての大規模な作業場）での労働条件の資本主義的節約・死亡率の高いことなど前項での支配原則の豊富な実例を示している。とりわけ「公害」について関連をもつことがらとして注目し値するのは、金属マニュファクチュア（黄銅製造）・ぼろ選別マニュファクチュア・瓦・煉瓦・マニュファクチュア・ロンドンの印刷・裁縫マニュファクチュアにおける労働者の実態である。これらは、マルクスをして「どんな小説家たちのどんなにいやらしい想像もかなわない」と断言せしめた内容をもっている<sup>11)</sup>。

さらに、マルクスは近代的家内労働に関して、レース製造業と麦わら細工業とにおける「この、大工業の背後につくり上げられた資本の搾取部面と、その奇怪な状態」について  
のべている<sup>12)</sup>。

---

7) *Karl Marx-Friedrich Engels Werke*, Band 23, Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Dietz Verlag, Berlin, 1962, S. 528. なお訳文は大月書店版によっている。

8) *Ibid.*, S. 530. マルクスのこの文言から、宮本憲一説における公害把握つまり資本主義のもとでの労働者の貧困化の一形態として把握するだけでは不十分であり、資本主義のもとでは潜在的生産能力の形成過程そのものが、土地に代表される自然的条件の破壊をともないかつ潜在的生産能力の顕在化それ自体が不生産的・腐朽的性格を帯びざるをえないという根底的で包括的な内容を意味する概念把握をしなければ、いわゆる公害の本質を深く把握するに至らないということを教えている、と私には思われる。

9) Vgl. *ibid.*, SS. 483—530.

10) *Ibid.*, SS. 485—6.

11) Vgl. *ibid.*, SS. 486—9.

12) Vgl. *ibid.*, SS. 489—493.

産業資本主義は、低生産力と絶対的剰余価値の生産・実現の歴史的発展段階を、機械の採用と工場経営へと転回することによってより高い生産力水準と基本的には相対的剰余価値の生産・実現の歴史的局面に突入させた。

「女性や未成年者の労働力の単なる乱用、いっさいの正常な労働条件と生活条件との単なる強奪、過度労働と夜間労働との単なる残虐、このようなことによって労働力を安くすることは、結局は、もはや越えられない一定の自然的限界にぶつかり、またそれとともにこのような基礎の上に立つ商品の低廉化も資本主義的搾取一般も同じ限界にぶつかる。ついにこの点にきてしまえば、といってもそれまでには長くかかるのであるが、機械の採用の 때가告げられ、また、分散していた家内労働（あるいはまたマニュファクチュア）の工場経営への急速な転化の 때가告げられる。」<sup>13)</sup> この運動の典型として、衣料品生産部面でのマニュファクチュアからミシン充用の機械の時代への推移が挙げられている。一般的にいうならば「一方では比較的大きいマニュファクチュアでの多数の作業機の集積が蒸気力応用を促すとすれば、他方では蒸気と人間の筋力との競争が大工場での労働者と作業機との集積を速める」<sup>14)</sup>のである。

機械の採用と工場経営形態はけっして絶対的剰余価値の生産・実現を排除するどころかむしろそのための強力な動機をつくりだし、これまで簡単にみたようにすべての産業部面にわたる資本運動の貫徹を大産業資本に保証するのである。

マルクスはいつている。

「こうして、機械の資本主義的充用は、一方では、労働日の無制限な延長への新たな強力な動機をつくりだし、そして労働様式そのものをも社会的労働体の性格をも、この傾向にたいする抵抗をくじくような仕方に変革するとすれば、他方では、一部は労働者階級のうちの以前は資本の手にはいなかった諸層を資本にまかせることにより、一部は機械に駆逐された労働者を遊離させることによって、資本の命ずる法則に従わざるをえない過剰な労働者人口を生み出すのである。」<sup>15)</sup>

ところで、生産者と生産手段との歴史的分離過程たるいわゆる資本の本源的蓄積にふれておこう。

イギリスにおいて14世紀後半に発生した労働者階級は、当時の階級構成ではほんのわずかの割合しか占めていず、またその地位は独立自営農民と都市のギルドとによって強く保護されていたため雇い主と労働者とは社会的地位にそれほどの相違はなかった。しかし

---

13) *Ibid.*, S.494.

14) *Ibid.*, S.498.

15) *Ibid.*, S.430.

15—6世紀にかけて封建的家臣の解体が毛織物産業の展開（いわゆる囲い込み運動）<sup>16)</sup>と結びついて促進されることによって農民は暴力的に土地を収奪され浮浪者となって都市に集中する。ヘンリ七世—ジェームズ一世時代にかの有名な「血の立法」が彼らを待ちうけSやVやRの焼印を押され拷問，さらには再犯ないし三犯以降「公共の敵」という口実で死刑に処せられた。職を求める浮浪者の大群は，長い歴史的過程のなかで過酷な労働条件を強いられる龐大なプロレタリアート群と相対的過剰人口を形成することになる。まさに「血に染まり火と燃える文字で人類の年代記に書きこまれ」た収奪の歴史こそ，資本の本源的蓄積なのであった。だからこそ，18世紀の労働者階級の状態は「…1765年から1780年までに彼らの賃金は，最低限度を割って公共の貧民救済によって補充されるようになったのである。彼らの労賃は，イーデンの言うところでは，『やっと絶対的な生活必需品を得るに足りるだけのもの…』<sup>17)</sup>」にすぎなかったのである。さらに「地所の清掃」がつまり土地からの人間の掃き捨てが農民からの土地収奪を仕上げるのであるが，この間に，さきにみた原動機・伝動機構および作業機からなる機械の発明とその産業への導入に特徴づけられる産業革命が強力に進められるのである。このプロセスを通して，一方（資本）の極での富の蓄積と他（賃労働）の極における貧困の蓄積を生むという資本主義的蓄積の一般的法則が貫徹するのである<sup>18)</sup>。

### Ⅲ イギリスにおける1867年工場立法の意味

それではさきにみた過酷な労働条件と生活破壊をこうむった労働者階級が，資本との闘争によって「団結権」を勝ち取り，資本の側も労働力再生産の必要性を含めて工場立法を制定するのであるが，この工場立法はある意味ではわが国における1967年の「公害対策基本法」との類似性をもつものと私には考えられるので簡単にその点にふれておくことにしよう。

工場立法は二面的影響，すなわち①マニュ経営から工場経営転化への物質的諸条件・諸

16) これに関連してマルクスはつぎのようにのべている。「18世紀の進歩は，法律そのものが今では人民共有地の盗奪の手段になるということのうちに，はっきりと現われている。といっても，大借地農業者たちはそのほかに彼ら自身としての小さな個人的な方法も用いるのではあるが。この盗奪の議会的形態は『共同地囲い込み法案』〔„Bills for Inclosures of Commons“〕という形態であり，言い換えれば，地主が人民共有地を私有地として自分自身に贈与するための法令であり，人民収奪の法令である。」(Ibid., SS. 752—3) 「公害」が惹起している国民の生活環境破壊は土地のみならず，あらゆる人民共有財にたいする資本とくに独占資本の盗奪を前提としていることは自明のことからである。このことから人民の共有財奪還の権利獲得運動の重要性が浮きぼりにされるであろう。

17) Ibid., S. 755.

18) このほかに，エンゲルスの「住宅問題」・「イギリスにおける労働者階級の状態」などによって都市労働者の生活環境の実態をも参照されたい。

要素の温室的成熟と②小親方の没落と資本の集積の促進をもたらしたのであるが、工場立法の普及は大工業の歴史的発展行程そのものからいって必然的である。

「工場法を、機械経営の最初の姿である紡績業と織物業とのための例外法から、すべての社会的生産の法律に一般化する必要は、すでに見たように、大工業の歴史的発展行程から生ずる。…〔マニュ・手工業・家内労働の大工業による変質・再編成にふれたあと——一井〕そこで、二つの事情が最後の決着をつける。第1には、資本は社会的周辺の個々の点だけで国家統制を受けるようになると他の点でますます無節制に埋め合わせをつけるという絶えず繰り返される経験であり、第2には、競争条件の平等、すなわち労働搾取の制限の平等を求める資本家たち自身の叫びである。」<sup>19)</sup>

かくして、イギリスにおいて1867年8月15日に大きな事業部門にたいする「工場法拡張法」、同8月21日に小さな事業部門を対象とする「作業場規制法」が公布されたのである。また、鉱山に関してではあるが、労働災害初の規制法（1872年）も施行されるにいたる。

もとよりこれらの資本の運動にたいする一定の規制は「機械が資本の手のなかで生み出す労働日の無制限な延長は、…のちには、その生活の根源を脅かされた社会の反作用を招きましたそれとともに、法律によって制限された標準労働日を招く」<sup>20)</sup>という労働者を中心とする「社会の反作用」の側面を代表している。しかし工場立法の保健条項にふれたつぎの指摘に明らかなように、その規制内容は資本主義的生産様式の腐朽性と本質をいささかも変更しうるものではないのである。わが国の1967年「公害対策基本法」は「公害」を激発させた。労働災害・交通事故をも激増させつつ生活環境破壊を労働者におしつけ、他方で独占資本はG N P資本主義世界第2位の高蓄積をなしとげているのである。「工場立法この、社会がその生産過程の自然発生的な姿に加えた最初の意識的な計画的な反作用、それは、…綿糸や自動機や電信と同様に、大工業の必然的な産物である。」<sup>21)</sup>

「保健条項は、その用語法が資本家のためにその回避を容易にしている〔スカッチング・ミルによる災害、これはわずかの設備で防止可能であるがこれすら資本は防止しようとしな——一井〕ことは別としても、まったく貧弱なもので、実際には、壁を白くすることやその他にいくつかの清潔維持法や換気〔有毒空気除去は除かれている——一井〕や危険な機械にたいする保護などに関する規定に限られている。」<sup>22)</sup>

したがって、この工場立法にたいしてマルクスはつぎのように評価せざるをえなかったのである。「資本主義的生産様式にたいしては最も簡単な清潔保健設備でさえも国家の側から強制法によって押しつけられなければならないということ、これほどよくこの生産様

19) *Ibid.*, SS.514—5.

20) *Ibid.*, S.431.

21) *Ibid.*, SS.504—5.

22) *Ibid.*, S.505.

式を特徴づけるものがあるか？」<sup>23)</sup>・「それと同時に、工場法のこの部分は、資本主義的生産様式はその本質上ある一定の点を越えてはどんな合理的改良をも許さないものだということを、的確に示している。」<sup>24)</sup>

これまでみてきたところから、「公害」をも含む環境破壊<sup>25)</sup>は自然にたいする人間の労働生産力の高まりと関係が深く、とりわけ資本主義的生産様式のもとではその推進動機たる利潤追求運動によって不可避であることがはっきりした。その傾向はすでに資本の本源的蓄積過程から始まっている。

本節で明らかなように、資本主義国家は典型的な産業資本主義の時期においてまず資本の要請である資本の再生産機構阻害要因をとり除くことを核として、第2に「社会の反抗」・社会不安を緩和することを結びつけたきわめて徹力な「公害」防止の手段をとりはじめねばならなかったのである。

しかし世界の資本主義国が本格的に「公害」対策にのりだしたのは、ようやく第2次世界大戦後であるといわれる<sup>26)</sup>。だが、国家独占資本主義のもとでの国家はさきにもたそれ以前の資本主義のもとでの国家と本質的に変化していないどころかその手段・方法は巧妙となり国民にたいする「犯罪性」を強めている。

「この結果〔三つの政治経済的理由から国家や独占体が「公害」規制を開始した結果一一井〕、従来の公害のような原始的な形態をとるものが、少なくなりはじめた。たとえばバイジンの放出は規制され、目にみえる黒い煙は少なくなり、工場排水もある程度の基準におさえられはじめた。

だが、公害という猛獣を国家独占資本主義というオリの中にいれて、国や地方団体が飼

23) *Ibid.*, S. 505.

24) *Ibid.*, S. 506. なお、日本における工場法は、明治10(1877)年5月大阪府の「製造場取締に関する規則」を端緒として、またこれをモデルとした各府県(6県除く)の「工場取締規則」をもつにいたる。さらに明治44(1911)年に制定される工場法に展開する。後者は労働保護に重点をおいているので前者にくらべると「公害」規制面はかなり微温的であった。神岡浪子氏によれば前者ですら「大工場にたいして実際にどれだけの効果をあげたかは疑問」とされている。(神岡浪子「日本資本主義の発展と公害問題」(『ジュリスト』前掲号)9ページ参照。)

25) 私はすでに一般常識化したいわゆる公害という概念が資本主義的生産関係の生産力にたいする制約的・腐朽的発現の一つである「公害」現象を科学的に説明するものとは考えていない。本稿ではこの「環境破壊」(Environmental Disruption)なる概念を使用した。これは、1970年3月東京で開かれた社会科学者による国際シンポジウムで用いられたものでもあるが、これまでみてきた自然と社会との関係や、社会の政治経済的特徴をより明確に把握するための準備的・中間的用語としての意味において包括性をもち、この概念のなかにいわゆる公害も包括しようと考えたからである。しかしながら、さらに正確な概念把握がなされねばならないだろう。(Cf. K. William Kapp 'Environmental Disruption and Social Cost', p. 833., *KYKLOS*, Vol. XXIII—1970—Fasc. 4.)

26) 庄司光・宮本憲一『恐るべき公害』(岩波書店、1964年)152—4ページ参照。そのなかで両氏は国家や独占体の公害規制試みの政治経済的理由としてつぎの三つをあげられている。①「公害が一般住民の生活はもとより、私企業の生産活動をも妨害するようになった」こと、②「民間資本に必要な労働力の再生産が、公害によって、妨害されはじめた」こと、③「公害防止を要求する住民の世論や運動」=社会不安が増大してきたこと。



育する実験はつぎつぎと失敗した。イギリスでは、『大気清浄法』ができて6年後の1962年に、ふたたび、ロンドンにスモッグ事件がおきた。これは資本主義国では、公害の防止が、いかに困難かということをしめしている。

それだけではない。皮肉なことに現代の公害は、国家独占資本主義の管理経済そのものから、発生するにいたったのである。つまり、国家という飼育係が公害という猛獣と一緒にになって、新しい犯罪をおかしはじめたのだ。」<sup>27)</sup>

つぎに節を改めて、独占資本主義のもとでの「公害」問題とくに戦後日本における若干の問題点を指摘しておくことにしよう。

#### IV 戦後日本における「公害」

##### (1) 資本主義発展の不均等性——日本経済の「高度成長」——と「公害」

日本資本主義における「公害」発生にかんしての時期区分とその特徴についての議論も活発になりつつある<sup>28)</sup>。その詳細に入る余裕はないが、多くの論者が「公害」の激発を戦後1955年前後からの日本の「高度経済成長政策」に結びつけている点では一致している。とくに日本の化学工業の重点が石油化学に移行し、原料基盤の転換がはじまった時期である。その重要性を神岡氏はつぎのようにのべている。

「それは、石油を原料とすることによって新たなプラスチック（ポリエチレン系）や合成繊維（テトロン等）の生産が可能になるばかりでなく、従来、石炭・電力を基礎として生産されていたものを、石油化学によってより低廉に生産できることが分ったからである。しかも、石油化学の発展は旧来の石炭・電力基礎の製品に対して、強力な競争相手としてこれを圧倒しようとしてあらわれたのである。のみならず、石油化学工業地帯は、従来の石炭・電力を基盤とした工場にかわって、日本の主力化学工場となろうとしている地域である。さらに石油化学計画は、日本の化学工業の主力工場の転換という意味をもつばかりでなく、石油化学コンビナートを中核として財閥再結集がはかられている。すなわち、石油化学工業地帯は日本資本主義の戦略的要請なのである…。

このようにみるかぎり、四日市における石油化学コンビナートが、今までの企業常識を破るような規模と建設速度で建てられたこともうなずけるであろうし、企業の進出にあたって、地域社会との調和が無視されたこともうなずけよう。」<sup>29)</sup>

このような石油化学を重要な柱とする「高度経済政策」は、世界資本主義経済の不均等

27) 庄司光・宮本憲一，前掲書，154ページ。

28) たとえば，前掲『都市問題講座6』所収の神岡浪子氏の論稿では第1期（明治初期～第1次大戦前）・第2期（第1次大戦前後～第2次大戦）・第3期（戦後の経済成長段階）に大別して考察されている。

29) 前掲神岡論文，55—6ページ。

発展の法則の重要性を意味している。日本独占資本はその国際的比重をいちじるしく高めていることを第1表がしめしてくれるであろう。

第1表 主要資本主義国の戦後経済の不均等発展に関する指標

| 年次                   | アメリカ | イギリス | フランス | 西ドイツ | イタリア | 日本  |
|----------------------|------|------|------|------|------|-----|
| 資本主義世界の工業生産に占める比重(%) |      |      |      |      |      |     |
| 1948                 | 53.9 | 11.3 | 4.0  | 3.6  | 2.6  | 1.0 |
| 1958                 | 46.1 | 9.9  | 5.0  | 8.9  | 3.6  | 3.1 |
| 1968                 | 44.2 | 7.4  | 4.3  | 8.8  | 3.7  | 7.6 |
| 資本主義世界の輸出に占める割合(%)   |      |      |      |      |      |     |
| 1948                 | 23.8 | 12.1 | 3.8  | 1.1  | 2.0  | 0.4 |
| 1958                 | 18.5 | 9.3  | 5.6  | 9.7  | 2.7  | 3.0 |
| 1968                 | 16.2 | 7.0  | 6.0  | 11.8 | 4.8  | 6.2 |

(出所) 『平和と社会主義の諸問題』 (日本版) 1970年第12巻第4号 (秋季号) 188ページ。

しかも、この日本経済の「成長」は、国内要因だけをとりだしてみても、1955年を基準として1968年のあいだに国民総生産 (G N P) は約6倍になっているが、実質賃金は約1.7倍にしかすぎず「労働分配率」も39.6 (1953年) から34.2 (1965年) へと低下している。さらに、このような労資の表面的指標以外に中小資本と零細企業は大量にほかならぬ同じ「成長」過程で倒産させられてきたのであり、農業部門の衰退と農民の都市救貧層への「出かせぎ」現象もまた「基本法」政策の結果である。また、「高度経済成長」は労働災害の多発化や年間100万人を越える交通事故死傷者・住宅難・世界一の消費者物価高を随伴してきているのである。これらは「新しい貧困化現象」として考えることができるが詳細は別に体系的にみなければならず、ここでは指摘するにとどまる<sup>30)</sup>。

ところで、ヤコフ・ペヴズネルとフリーデル・フェルンベルクは、さきに掲げた表を説明して不均等発展の最近の特徴的な現象をつぎのようにのべている。

30) くわしくは、『労働組合運動の理論』 (大月書店, 1970年) とくにその第2巻などを参照されたい。なお、1961-8年度についてみたベトナム戦争米兵死傷者と日本における労働災害・交通事故死傷者のそれぞれの数はつぎのとおりである。日本における労働災害と交通事故死傷者はますます増大する傾向にある。

|     | 米 兵     | 労働災害<br>(休業8日以上) | 交 通 事 故   |
|-----|---------|------------------|-----------|
| 死者  | 33,641人 | 48,340人          | 104,191人  |
| 傷者  | 210,630 | 3,364,219        | 3,809,605 |
| 合 計 | 244,271 | 3,412,559        | 3,913,796 |

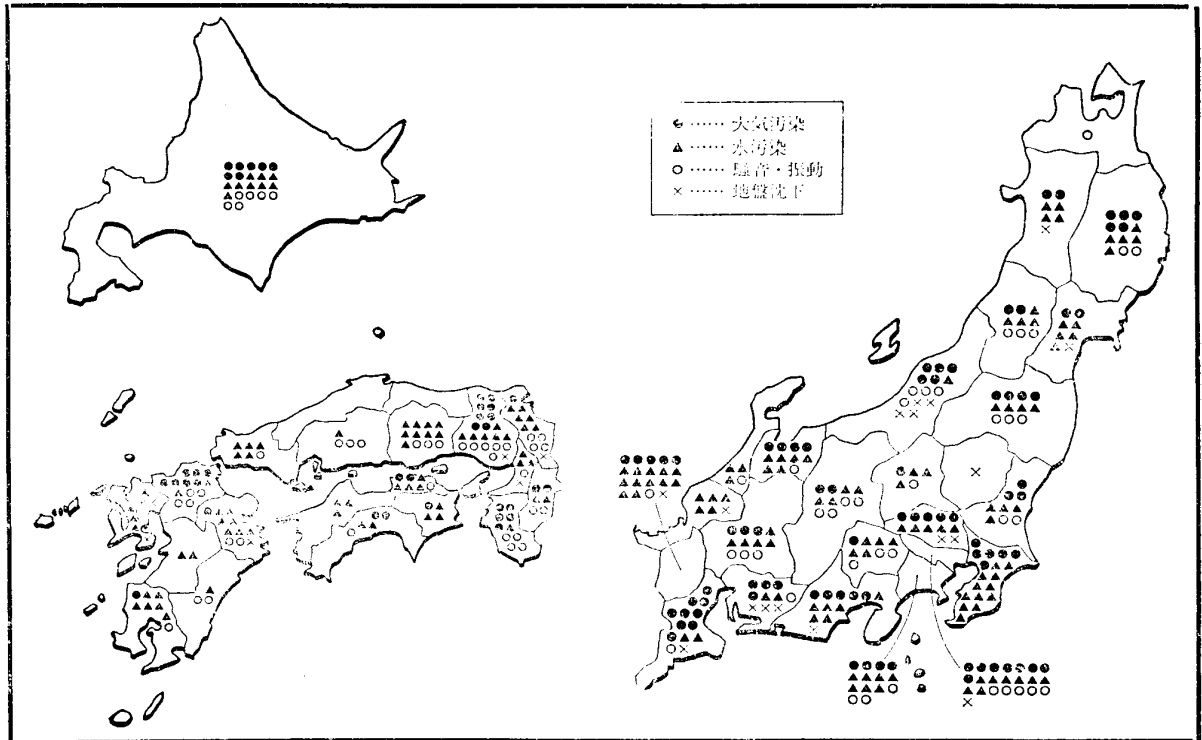
「発展の不均等性と、それから出てくる競争戦のいちじるしい激化は、戦後、大衆的市場をめあてとする諸部門に、とりわけはっきりとあらわれた。日本や西ドイツ、またフランスやイギリスのような国での自動車工業の急激な発展によって、これらの国が、世界最大の自動車生産国アメリカを世界市場で圧迫できるようになった、ということをおげるだけで十分であろう。もっとも、これらの国はそれぞれ、生産の絶対量からみると、まだまだアメリカにおくれている。

化学工業の急激な発展にせまられて、アメリカは、しきりにEECの競争相手、さらにイギリスや日本を気にしている。これらの国は、プラスチック、合成繊維、『精緻な』有機化学製品の世界市場で、それぞれの割合を着実にふやしている。特徴的なのは、これらの部門への投資が、アメリカでは1968年にへったのにたいして、西ドイツでは14%、イタリアでは16%、日本では50%もふえたということである。」<sup>31)</sup>

これまでみてきたように「高度経済成長政策」は、日本独占資本とくに石油化学独占を中心に高蓄積をなしたものであるがそのことはその裏面としての労働者階級を中心とした「新しい貧困化現象」の犠牲のうえにのみなしたにすぎないのである。しかも石油化学独占資本を中心とする産業の進展は第1図にみるように、全国各地にまさに「恐るべき」公害をもたらしたのである。

第1図 戦後日本の「公害」地図

(昭和36年11月～同37年10月)



(出所) 庄司光・宮本憲一『恐るべき公害』2-3ページ。

31) 前掲『平和と社会主義の諸問題』, 188ページ。

さらに、「石油時代」はこのままでいくと30年後には硫酸の雨を降らせる可能性がある  
と警告されている。つぎに長文になるがそのことを報じた新聞記事を引いておこう。

「富士山ろくで毎年1万8千本の高山木が枯死している。5年前、1本のスバルライン  
が出来て以来である。が、いま、もし、雨が、たとえば酸性濃度(pH)3の硫酸だとし  
たら、日本国土のすべての植物が枯死するのに多くの日数を必要としない。pH3は食用  
の酢の酸度である。それは、石油から生れた大気汚染の悪役、亜硫酸ガスをとかして降る  
雨である。これは、しかし架空の話ではない。日本の平均雨量は年間1600ミリ、6千億ト  
ンの雨が地上に降る。が、30年後に降る雨の中には、6千万トンの硫酸が含まれるといわ  
れる。つまり、100ppm、pH3の硫酸の雨である。赤い山ハダをむき出して1木もない  
足尾銅山の無気味な景色が、その雨の中に現われる国土の姿である。東京や大阪で降る雨  
は、いま、すでに20ppmを越えている。西暦2000年は、遠い未来ではない。

総合エネルギー調査会(植村甲午郎会長)は、さる7月、石油需要の長期見通しを発表  
した。5年後の昭和50年の日本の石油需要は3億4,300万キロリットル、現在の2.2倍。15  
年後の60年には6億8千万キロリットルから7億5千万キロリットル、4.5倍になる、と  
いうものであった。…タンカーの巨大化は、とどまるところを知らない石油需要の激増ぶ  
りを物語っている。2万トンタンカーが現れたとき『スーパータンカー』と呼ばれた。『  
マンモスタンカー』は3万5千トン級をさした。やがて現れた5万トン級は『モンスター  
タンカー』と名付けられた。が、いま、しゃれた呼名のつけようもなく30万トンタンカー  
が就航し、50万トンタンカーが建造されている。今後5年間、平均して年3,000万キロリ  
ットルの需要増があり、これを50万トンタンカーでペルシャ湾から輸送するものとすれば  
年間8航海として毎年7隻の50万トンタンカーを新造しなければならないという。2、3  
年内には100万トンタンカーを建造する、と業界の鼻息は荒い。そして、すでに120万トン  
タンカー建造可能のドックの建設が、長崎で着工された。』<sup>32)</sup>

これまでもっぱら石油化学工業に焦点をあてて、戦後日本経済の「高度成長」と公害と  
の関係を明らかにしようとしてきた。ようやく、独占資本主義のもとでの「公害」概念の  
重要性にふれることができるであろう。

## (2) 独占資本主義のもとでの「公害」概念の重要性

宮本憲一氏はつぎのようにのべている。「法律上の公害の概念は、公害の階級性、社会経  
済的性格を無視する傾向がある。現代の公害は、独占資本主義体制の社会的災害である。  
」・「また被害者についても、社会一般とされている。しかし、現代の公害の被害者は主  
として、労働者・農民をはじめ、貧乏な住民である。』<sup>33)</sup>

したがっていわゆる「公害」という概念それ自体が問題となる。つまり「公害」はその

32) 『朝日新聞』1970年10月12日付、「公害への挑戦」第2部(1)。

33) 前掲『都市問題講座6』所収宮本論文、11および12ページ。

現象形態として「産業公害」・「都市公害」・「権力公害」として常識化しつつあるが、はたしてそれらは科学的把握を可能にするだろうか？

すでにⅡ節で明らかにしたように科学的な「公害」概念は少なくとも「公害」現象が生産力の増大と無関係ではない点とさらに資本主義的生産関係では「公害」現象ではなく「公害」の政治的・経済的問題への必然的転化を避けえず、その矛盾を解決し「公害」問題を克服する道は資本主義そのものの推進動機と真正面から敵対する点をしめさねばならないからである。

宮本氏もその点を苦勞されているものと思われる。現代日本の「公害」を古い型の「公害」と現代都市「公害」・独占的産業「公害」（軍事化を含めて）とが併発するところにその特質を求められつつ、「形態的特徴」を多様化、工場公害の累積化、都市地域の「公害」の多発化、さらに広域化にあると指摘されているが<sup>34)</sup>、そのかぎり私も同感である。さらに宮本氏は根本的な「公害」の解決をつぎのように暗示される。「現代の公害は、現代資本主義のアキレス腱であり、社会主義的計画経済の必要をつげる警鐘であるといえぬこともない。」<sup>35)</sup>

つまり、独占資本主義のもとでの「公害」概念の重要性は、ことのほか「公害」の問題解決の道——運動——に決定的影響を与えるという意味をもっている。

この点に関連して、「公害」費用責任負担原則とその運動についてのK・ウィリアム・カップや都留重人氏の提言には不十分さを含んでいる。両者はともに資本主義的生産様式の枠内において「公害」問題が解決されるかのような誤解を与えかねないからである<sup>36)</sup>。

とはいえ「公害」を解決していくうえでの改良闘争の位置を軽んずるわけではない。とくに日本独占資本と政府・自民党がこれまでと同じ姿勢で「公害」問題にあたることはできなくなってきており、次国会での「公害罪法案」を含めて「公害対策基本法」の全面的

34) 同上，16ページ以下参照。

35) 同上，27ページ。

36) K.W.カップ『私的企業と社会的費用』（篠原泰三訳，岩波書店，1959年）および前掲都留重人編『現代資本主義と公害』参照。

な改訂が予想されている。これは一面では資本の再生産機構の条件整備である点<sup>37)</sup>と他面での国民のあらゆる闘いと「妥協」の産物である。さらには「民主主義」・「基本的人権」の定着にすら問題性のある日本においては、日弁連の「公害シンポジウム」で新しく定立された「環境権」概念<sup>38)</sup>にもとづく全国民の運動が展開されるならば、「公害」問題の「緩和」に貢献することは間違いないであろう。

ここで問題にしているのは、あくまで改良の闘争は「公害」の根本的解決の闘争と関係づけられてこそ十分な意義を発揮することになるであろうということだけである。そのために、「公害」概念は、いっそう科学的な内容を帯びたものに今後展開されなければならない。

(1970.10.15)

---

37) 最近、「公害」問題を防止するための産業と自称して、同じ資本の運動法則に合致させ公害の元凶を無罪放免にさせる効果をもつ企業活動が活発になってきた。アメリカの「軍需・経済問題の権威で未来学者」というハーマン・カーン氏（かの有名なランド・コーポレーションと不可分の関係にあるハドソン研究所長）は「『公害』や物価上昇などの『ヒズミ』は経済成長に伴う当然の現象である」と日本独占資本の立場を代弁し、さらに日本は資本主義諸国のなかで「公害」問題をいち早く克服し、70年代にはGNP指標でみた「経済超大国」になろう、と未来学者としての予言を下している。体制側からする現代資本主義の経済的利益を率直に語っている。つまり、この発言は、GNPがいかにか国民の生活を反映しない尺度であるか、また資本主義としては資本の生みだした「公害」の原因をとりぞいて「公害」を根本的に発生させないという方法をとることなく、「公害」発生源＝犯罪者をそのまま放置して今度は厚顔にも「公害」現象を専らの利潤追求活動の対象とする新たな産業を成立させるという資本の運動法則を語っているにすぎないのである。しかも周知のとおり、日本の現実とは同一資本（同じ企業集団）の運動として、その内部資本Aをして「公害」発生後、他のBをしてその火消し役をつとめさせ、そのことを通して全体としてのGNPの増大（別名資本蓄積）を巧妙に達成するのである。いわば「悪玉」と「善玉」の双方を一つの資本が統括しともに同一の利潤追求効果をあげるのである。したがって「公害」防止のためのGNP増大は、専柄の本質上戦争経済等と同じく帝国主義段階に特徴的な資本主義の腐朽性の現われに他ならず、GNP計算の仕方を「公害」関係分だけ差し引くことの経済学的意味は理論的にも実際的にもなく、計算基準をさがし求めていくと資本の否定そのものに行きつかざるをえない性格のものなのである。

38) これは、日本弁護士連合会・第13回人権擁護大会（1970年9月22日）の「公害シンポジウム」の「公害対策基本法の問題」についての報告で、「何人も憲法第25条（生存権）にもとづいてよい環境を享受し、環境を汚すものを排除する基本的権利がある」という法的根拠から「環境権」の立法化が提起されたことを指す。この「環境権」の立法化は「公害」を少なくとも日本国民全体にたいし憲法に保証された基本的人権の一つ「生存権」侵害の観点からの「環境破壊者＝犯罪者」の追及である。これは資本主義の枠内での近代的市民諸権利の追及意識の自覚を促す重要な「公害」のとりえ方であり、何よりも現実の「公害」克服の理論的根拠を与えるとすれば、きわめて重要な提言である。なおこのような主張は、淡路剛久「環境支配権の法的根拠」(『東洋経済』臨時増刊10月14日号—公害特集所収)にもみられる。